

令和7年度

四街道市特別支援連携協議会
(第1回)



四街道市教育委員会

令和7年度 第1回 四街道市特別支援連携協議会 開催要項

令和7年7月8日（火）14：00～
四街道市役所第二庁舎第2会議室

委嘱状交付

1 開会

2 教育長挨拶

3 座長・副座長選出

座 長	
副座長	

※座長・副座長挨拶

4 議題

議題1 各関係機関・団体等における現状と課題について

議題2 四街道市の特別支援教育の現状と今年度の取組の重点について

（1） 令和7年度の現状と令和6年度の巡回相談等の状況について

① 令和7年度の現状

② 令和6年度の巡回相談等の実施状況

（2） 令和7年度の特別支援教育に係る取組について

① 市教育委員会の取組

② 今年度の重点事項

③ 支援体制

（3） その他

5 諸連絡

・第2回四街道市特別支援連携協議会

令和8年1月28日（水） 14：00～

四街道市役所第二庁舎第2会議室

6 閉会

四街道市特別支援連携協議会委員

(任期：令和7年4月1日から令和8年3月31日)

委員氏名	選出区分	所属団体・役職等	備考	新再任の別
角田 哲哉	学識経験者	放送大学 教授		再任
眞山 義民	医療関係	四街道すくすくこどもクリニック		新任
塩田 花子	保健関係	健康増進課長		再任
安永 純子	福祉関係	障がい者支援課長		新任
久保木 直樹	福祉関係	子育て支援課長		新任
能勢 久代 早野 良子	保育関係	四街道市立中央保育所長	R7.4.1～R7.4.30 R7.5.1～	新任
岩井 玲子	療育関係	児童デイサービスセンターくれよん所長		再任
高倉 幸世	教育関係	認定こども園第二コスモス幼稚園長		再任
安部 健	教育関係	四街道市立吉岡小学校長		新任
鎌田 絵里	教育関係	千葉県立四街道特別支援学校長		新任
横田 弘之	教育関係	千葉県立四街道高等学校長		新任
神子 真二	労働関係	公共職業安定所ハローワーク千葉 所長		再任
川野 優	関係機関	いんば中核地域生活支援センター「す けっと」所長		新任
上田 朋弘	関係機関	千葉県教育庁北総教育事務所 指導室指導主事		新任
五十嵐 雅子	市民	発達支援サークルすてっぷ代表		再任
小島 貴子	市民	クレパスの会代表		再任

四街道市特別支援連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害の幼児児童生徒を含め、障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の整備に向け、関係機関の情報交換、意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図るため、四街道市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）をおく。

(組織)

第2条 連携協議会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係（医師）
- (3) 保健関係（健康増進課）
- (4) 福祉関係（障がい者支援課）
- (5) 福祉関係（子育て支援課）
- (6) 保育関係（市立保育所）
- (7) 療育関係（市児童デイサービスセンター）
- (8) 教育関係（私立幼稚園・認定こども園）
- (9) 教育関係（小・中学校長会）
- (10) 教育関係（特別支援学校）
- (11) 教育関係（高等学校）
- (12) 就労関係（公共職業安定所）
- (13) 関係機関（いんば中核地域生活支援センター）
- (14) 関係機関（教育庁北総教育事務所指導室）
- (15) その他教育委員会が必要と認める者

3 連携協議会は必要な部会を置くことができる。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(開催)

第3条 連携協議会は、必要に応じて教育長が召集する。

(運営・会議)

第4条 連携協議会に、座長、副座長を置く。

2 座長、副座長は委員が互選する。

- 3 座長は連携協議会の会務を総理し、副座長は座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議事項)

第5条 会議は四街道市に居住する発達障害の幼児児童生徒含め、障がいのある幼児児童生徒への支援体制の整備を促進するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 1 四街道市における支援体制について
- 2 四街道市の実情に応じた個別の教育支援計画の様式について
- 3 保育所（園）、幼稚園、小・中学校及び高等学校における特別支援教育体制の在り方について
- 4 望ましい理解や対応の啓発について
- 5 特別支援学校が担う役割について
- 6 その他座長が必要と認める事項について

(庶務)

第6条 連携協議会の庶務は、指導課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に関して必要な事項については、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

令和 7 年度

四街道市特別支援連携協議会
(第 1 回) 資料

四街道市教育委員会

議題1 各関係機関・団体等における現状と課題について

角田委員（学識経験者）	
眞山委員（医療関係）	
塩田委員（保健関係）	
安永委員（福祉関係）	
久保木委員（福祉関係）	
早野委員（保育関係）	
岩井委員（療育関係）	
高倉委員（教育関係）	

安部委員（教育関係）	
鎌田委員（教育関係）	
横田委員（教育関係）	
神子委員（労働関係）	
川野委員（関係機関）	
上田委員（関係機関）	
五十嵐委員（市民）	
小島委員（市民）	

議題2 四街道市の特別支援教育の現状と今年度の取組の重点について

1 令和7年度の現状と令和6年度の巡回相談等の状況について

○令和7年度の現状

1 児童生徒数（R7. 5. 1現在）

小学校 5, 278人 中学校 2, 532人 計 7, 810人

2 特別支援学級の様子

(1) 設置状況（すべての小中学校に特別支援学級が設置されている）（R7. 5. 1）

	学 校 名	障害種		学 校 名	障害種
小 学 校	四 街 道 小 学 校	知3・自情3	中 学 校	四 街 道 中 学 校	知2・自情2
	旭 小 学 校	知1・自情1		千 代 田 中 学 校	知1・自情3
	南 小 学 校	知2・自情2		旭 中 学 校	知2・自情2
	中 央 小 学 校	知3・自情3		四街道西 中 学 校	知2・自情1
	大 日 小 学 校	知2・自情2		四街道北 中 学 校	知2・自情3
	八 木 原 小 学 校	知1・自情3			
	四 和 小 学 校	知1・自情1			
	山 梨 小 学 校	知1・自情1・弱視1			
	み そ ら 小 学 校	知1・自情1			
	栗 山 小 学 校	知2・自情2			
	和 良 比 小 学 校	知2・自情3			
	吉 岡 小 学 校	知1・自情2			

(2) 特別支援学級在籍者数 （R7. 5. 1現在）

	男 子	女 子	計
小学校	184	68	252
中学校	81	35	116
計	265	103	368

※参考（令和6年度 R6. 5. 1）

	男 子	女 子	計
小学校	179	62	241
中学校	81	26	107
計	260	88	348

3 通級による指導（R 7. 5. 1）

（1）四街道小・中央小 言語障害通級指導教室

指導を受けている児童数（R 7. 5. 1 現在）

	自校	他校	計
四街道小	3	3	6
中央小	6	11	17
計	9	14	23

（2）八木原小学校 難聴通級指導教室

	自校	他校	計
八木原小	1	9	10

（3）LD・ADHD等通級指導教室（自校通級のみ）

	自校	他校	計
和良比小	15		15

（4）県立特別支援学校（千葉盲・千葉聾・桜が丘・四街道）への通級による指導

合計 2 名

4 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数（R 7. 5. 1 現在）

	小学部	中学部	高等部	合計	
県立印旛特別支援学校	37	20	本校 34	91	99
			分校 8	8	
県立桜が丘特別支援学校	6	4	1	11	
県立四街道特別支援学校	2	2	5	9	
県立仁戸名特別支援学校	0	0	1	1	
県立千葉盲学校	6	5	3	14	
県立千葉聾学校	1	1	2	4	

5 令和6年度の教育相談等の状況

（1）四街道市巡回相談員による発達相談

・検査・相談件数 71件

（検査 70件）小学生 59件（11校） 中学生 8件（3校） 就学前児 3件

（相談 1件）小学生1件（1校）

※参考 R5年度は44件

(検査 44件) 小学生 36件(11校) 中学生 5件(3校) 就学前児 3件
(相談 0件)

(2) 専門家チーム委員の活動

ア：中学校特別支援学級への支援

＜派遣先及び派遣日時＞

○旭中学校 令和6年11月 1日(金) 14:10～16:25

○四街道西中学校 令和6年11月26日(火) 10:40～12:30

＜内 容＞

○特別支援学級の運営、特別支援教育コーディネーターとしての役割、

○授業以外の生活指導等についての指導・助言

イ：「専門家チームへの Forms 相談」の実施

目 的 児童生徒への支援方法等に不安や疑問を抱える教職員へ専門家チーム委員が助言を行うことで、教職員のスキルアップを図るとともに、支援の充実を図る。

対 象 特別支援学級担任経験1～3年目(6年度末)の職員

相談方法 Microsoft Forms 二次元コードにて入力

(3) 北総教育事務所特別支援アドバイザーによる巡回相談への申請状況

学校名 申請回数 (派遣回数)

申請回数 のべ12回

派遣回数 のべ23回

利用した学校数 小学校5校 中学校2校

2 令和7年度 特別支援教育に係る取組について

(1) 市教育委員会の取組

1 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

市内小中学校特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を確実に作成し、校内連携のツールとして活用できるよう、各学校を支援する。

また、通常の学級在籍児童生徒についても必要に応じて作成することを奨励し、一人一人を大切にした教育が推進されるようにする。

個別の教育支援計画には保護者との合意形成を経て決定した合理的配慮を明記するようにする。

2 特別支援学級（通常の学級）への指導・支援

市内小中学校長からの要請に応じて、四街道市巡回相談員、関係機関等と連絡調整し、特別支援学級及び特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する通常の学級への支援を行う。また、学校からの要請を基に指導課で協議し、特別支援教育支援員を派遣する。

3 通級指導教室への指導・支援

言語・難聴・ＬＡ等の通級指導教室が円滑に運営され、児童生徒個々に応じた適切な支援を行うことができるよう指導・支援を行う。必要に応じて、通級指導教室担当者連絡会議を実施する。

4 特別支援連携協議会の設置

市の特別支援体制整備を目的に医療・保健・福祉・保育・療育・教育・労働・関係機関・市民の代表と教育委員会の関係者等が参加して、年２回（７月８日、１月２８日）の会議を実施する。

- ・発達障害のある幼児児童生徒を含め、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備に向け、現状を把握し、情報交換や意見交換を行う。
- ・保育所（園）、幼稚園、小・中学校及び高等学校における特別支援教育体制の在り方について検討する。
- ・関係機関の連携の在り方について検討する。
- ・四街道市の実情に応じた個別の教育支援計画の様式、活用方法等について検討する。

5 特別支援教育連絡会議の開催

特別支援教育に関する市内のネットワークを作るとともに、各校の特別支援教育コーディネーターの力量の向上を図ることを目的として年２回（６月１１日、１月１４日）実施する。

- ・参加者は、小中学校の特別支援教育コーディネーターを中心に、通級指導教室担当者、保育所（園）・幼稚園・の職員、市内高等学校・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、児童デイサービスセンター「くれよん」担当者、健康増進課「ことばの相談室」担当者、放課後等デイサービス担当者、相談支援事業所等。
- ・情報交換等を行うとともに、参加者のニーズに応じた研修を行う。

6 特別支援学校との連携

市内小中学校が必要に応じて、地域のセンター校である特別支援学校（四街道・千葉盲・印旛・桜が丘・千葉聾）の特別支援教育コーディネーターの支援を受けることができるよう体制を整備する。

7 発達相談の実施（10ページ～）

特別な支援を必要とする児童生徒の抱える課題や悩み等を軽減するため、在籍する学校やその保護者に対して、巡回相談員による相談や助言を行う。

8 専門家チームによる支援（13ページ～）

学識経験者・学校関係者・療育関係者・教育関係者からなる、四街道市特別支援教育専門家チームを組織する。年2回（5月16日、2月25日）の会議と、要請に応じて、市内の保育所（園）・幼稚園、小中学校への巡回相談、各学校の状況を把握するための学校訪問を実施していく。

また、研修会等の指導助言も行う。

9 一般教職員を対象にした研修会の実施

小中学校の教職員に加え、保育所（園）・幼稚園、高等学校、特別支援学校、関係機関の職員を対象に合理的配慮に関する研修会を実施する。

- ・対象は、特別支援教育に関する研修を受ける機会の少なかった教職員（通常の学級担任等）。
- ・8月18日（月）14：00～16：30 南部総合福祉センター

10 医療的ケア児への支援

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活に対応するため、看護師を配置する。

(2) 今年度の重点事項

①特別支援連携協議会について

- ・各機関の情報交換や意見交換により、委員それぞれが四街道市の特別支援教育の現状を把握するとともに、特別支援教育に関する認識をより深め、四街道市における支援体制の方向性を探る。

②特別支援教育連絡会議について

- ・運営委員を中心に、参加者の意見を聴取し、参加者のニーズに合った研修や情報交換を行う。

③教職員の専門性の向上について

- ・市主催の特別支援教育研修会に、小中学校教職員のみでなく、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、高等学校、特別支援学校、関係機関にも参加を呼びかけ、一緒に研修する機会を設けていく。
- ・特別支援教育連絡会議において、参加者のニーズに応じた研修内容を組むことでコーディネーターのスキルアップを図る。

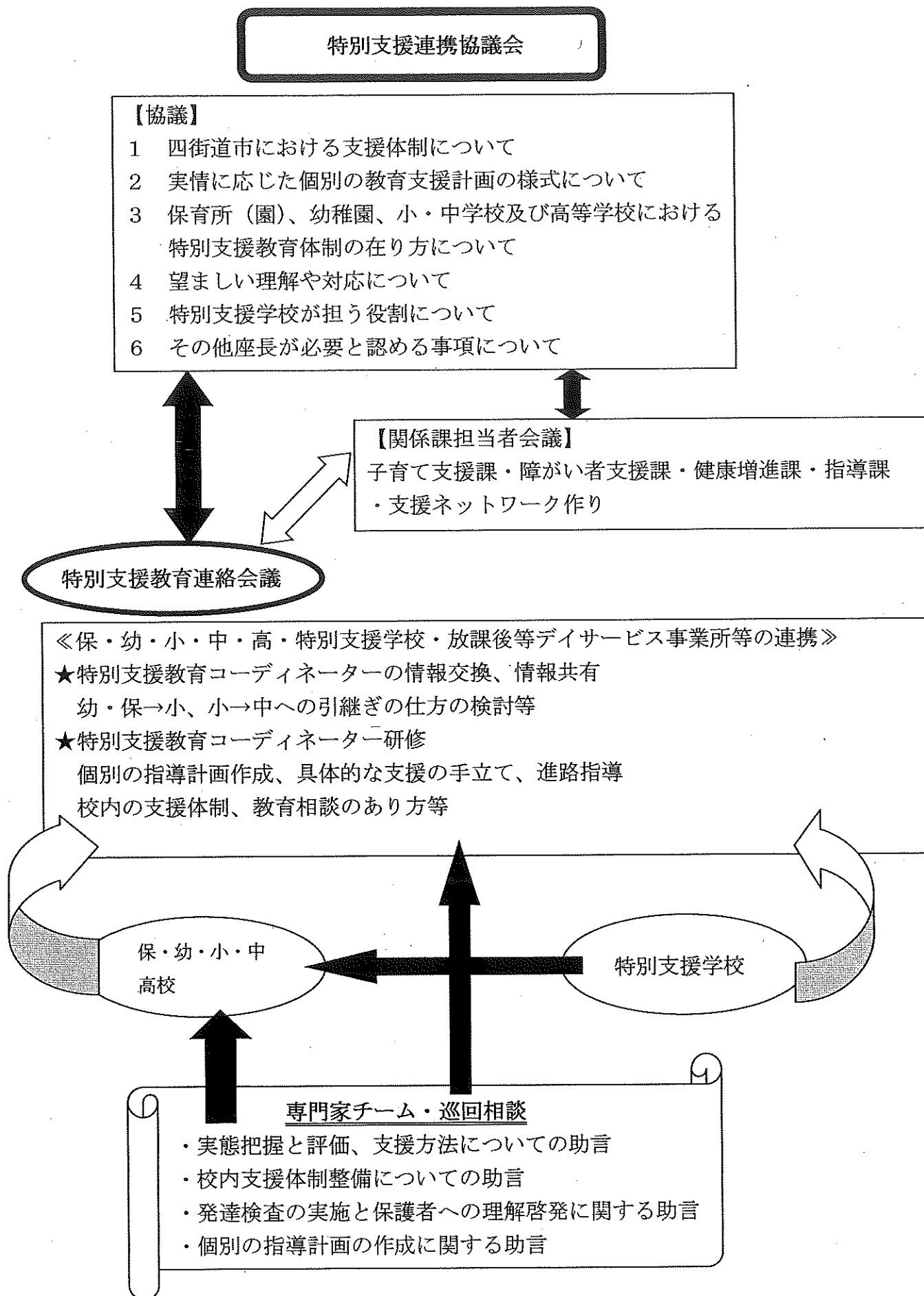
④個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用について

- ・市内小中学校において、個別の教育支援計画と個別の指導計画を校内の支援を充実させるための共通理解のツールとして活用できるようにする。

⑤相談支援ファイル「にじいろサポート」の活用について

- ・関係課（子育て支援課・障がい者支援課・健康増進課・指導課）で連携しながら一人一人のニーズに合った切れ目ない支援を行うために活用促進を図る。

3 令和7年度 四街道市特別支援体制



発達相談実施要項

四街道市教育委員会指導課

1 目的

特別な教育的支援（学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等の発達障害を含む）の必要な子どもたちの抱える課題や悩み、不安等を軽減するため、在籍する学校やその保護者に対して、専門家による相談や助言を行い、よりよい学習活動や集団生活及び教育活動に向けて支援する。

2 実施内容

来所相談、巡回相談、学校訪問

3 相談内容

- (1) 発達（言葉も含む）の偏り、学習の困難について
- (2) 情緒・行動・コミュニケーションの問題について
- (3) 養育の問題について
- (4) 発達検査の実施、結果通知
- (5) 学校における指導・支援の方法について
- (6) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成について
- (7) 就学相談

4 対象

- (1) 市内の小中学校に在籍している児童生徒及びその保護者
- (2) 市内の小中学校に勤務している教職員
- (3) 市内在住で次年度に就学予定の幼児の保護者及び担当教職員

5 場所

四街道市役所第二庁舎相談室（2階）

6 開設日

原則として週1日（令和7年度 年間60日）

7 開設時間

9:00～17:00 ※来所相談の場合、相談時間は1時間を基本とする。

8 令和7年度 巡回相談員

- ・新田 小喜美 巡回相談員
- ・相川 智子 巡回相談員

9 申し込み方法

(1) 来所相談

- ・教育委員会指導課に、HPの二次元コードで予約の申し込みをする。
- ・特別支援教育コーディネーター等を通じて行っても、保護者個人が行ってもよい。

(2) 巡回相談

- ・事前に教育委員会指導課に日時を電話予約し、その後、巡回相談員派遣要請書（様式1）、発達相談票（様式2）を提出する。
- ・対象児童生徒の保護者に必ず了承を得た上で申し込む。

(様式1)

文 書 番 号
年 月 日

四街道市教育委員会教育長 様

巡回相談員派遣要請書

四街道市立 _____ 学校
校長 _____

このことについて、下記の事由により巡回相談員の派遣について要請いたします。

記

1 派遣希望日 年 月 日 ()

2 要 請 理 由 ※指導・支援を必要とする事由等を記入
(例)

- ・対象児童生徒の実態把握と指導内容・方法に関する助言等
- ・校内支援体制づくりへの助言等
- ・個別の指導計画の作成への協力等
- ・発達検査の実施と保護者への理解啓発についての助言等

(様式2)

票 談 相 達 発

年 月 日

[illegible]

令和7年度四街道市専門家チームの活動について

令和7年5月1日

1 専門家チームの構成

氏 名	所 属 ・ 職 名
颯佐 裕太	千葉県教育庁北総教育事務所指導室 指導主事
鈴木 春江	千葉県立四街道特別支援学校 特別支援教育コーディネーター
廣瀬 成子	千葉県立千葉盲学校 特別支援教育コーディネーター
勝田 真至	千葉県立印旛特別支援学校 特別支援教育コーディネーター
伊藤 知歩	四街道市立中央小学校 特別支援教育コーディネーター
新田 小喜美	四街道市巡回相談員
西尾 加奈	児童デイサービスくれよん 児童発達支援管理責任者

2 今年度の活動の重点

- ・校内支援体制の充実を目指し、各学校の支援にあたる。
- ・連絡会議等の活動の支援にあたる。

3 活動について

(1) 専門家チーム会議

年2回（5月・2月）実施。会議では、次のことを検討する。

- ・巡回相談で関わった難しいケース等について検討し、必要に応じて望ましい教育的対応や指導について検討する。
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用の在り方について検討する。
- ・各学校の校内支援体制の充実に向けて、ケース会議のもち方、校内委員会の在り方等検討する。
- ・連絡会議の活動の支援について検討する。 等

5月・・・今年度の活動について

巡回相談や特別支援教育連絡会議の研修内容について

2月・・・次年度の活動について

巡回相談で関わった難しいケースについて検討し、必要に応じて望ましい教育的対応や指導について検討

(2) 巡回相談

- ①市内小中学校在籍児童生徒及び就学前児を対象とする。
- ②依頼のあった学校・園に対して、専門家チーム委員が訪問し、対象児童生徒への支援及び校内支援体制について、指導、助言をする。

(3) F o r m s 相談の実施

- ・児童生徒への支援方法等に不安や疑問を抱える教職員への助言をする。
- ・F o r m s を活用し質問を収集し、専門家チーム委員が回答をする。

(4) 連絡会議への支援

連絡会議→分科会研修に専門家チームが関わる。

(5) 令和7年度の予定

①専門家チーム会議

- | | | | | |
|-----|------|----------|--------|--------|
| 第1回 | 令和7年 | 5月16日(金) | 15:00～ | 育成センター |
| 第2回 | 令和8年 | 2月25日(水) | 15:00～ | 育成センター |

②特別支援教育連絡会議

- | | | | | |
|-----|------|----------|--------|--------|
| 第1回 | 令和7年 | 6月11日(水) | 14:00～ | 文化センター |
| 第2回 | 令和8年 | 1月14日(水) | 14:00～ | 文化センター |

③特別支援連携協議会

- | | | | | |
|-----|------|----------|--------|------|
| 第1回 | 令和7年 | 7月 8日(火) | 14:00～ | 第二庁舎 |
| 第2回 | 令和8年 | 1月28日(水) | 14:00～ | 第二庁舎 |